

高介発第 494 号  
平成 24 年 8 月 1 日

福祉用具貸与事業者	管理者	様
居宅介護支援事業者	管理者	様
地域包括支援センター	管理者	様
小規模多機能型居宅介護事業者	管理者	様

熊本市 高齢介護福祉課長  
山 浦 英 樹  
(公 印 省 略)

### 福祉用具貸与の該当品目（手すり）について

標記の件について、熊本市では、福祉用具の貸与については下記のとおり判断いたしましたので、お知らせします。

なお、この取り扱いは熊本市の判断ですので、他の保険者の判断につきましては当該市町村担当課にご確認ください。

### 記

#### 1. 手すりとして貸与不可とする製品例

メーカー名：矢崎化工株式会社

製 品 名：あがりかまち用 たちあっぷ CKE-01  
(TAIS コード 00055-000105)

メーカー名：矢崎化工株式会社

製 品 名：あがりかまち用 たちあっぷ CKE-02  
(TAIS コード 00055-000106)

理由：財団法人テクノエイド協会が運営する『福祉用具情報システム』の『介護保険福祉用具一覧』にないため。

※製品例としているとおり、類似商品についても同様とする。

※同社の製品あがりかまち用たちあっぷ CKE-01-1 (TAIS コード 00055-000109)、CKE-02-1 (TAIS コード 00055-000110) は、手すりとして貸与可とする。

## 2.福祉用具貸与品のオプションについて

介護保険において福祉用具貸与品目のオプションについては、当該対象品目の本来の機能を補完するものであれば、貸与可とする。

例：あがりかまち用たちあっぷ CKE-01-1 (TAIS コード 00055-000109) について

### ○貸与可とする製品例『つながるくん』

手すりの延長であり、手すりの機能を補完しているため。

### ×貸与不可とする製品例『かまちステップ台』

手すりの本来の目的にはない、段差の解消を目的としたものであるため。

※製品例としているとおり、類似の商品についても同様とする。

## 3.上記品目を現在貸与している場合の対応について

1 平成 24 年 10 月 1 日以降は、介護給付費の算定を認めないので、それまでにサービス担当者会議等を開催し、貸与が可能な他の福祉用具へ変更するか、自費による購入・貸与の取り扱いを検討すること。

2 過去に受けた介護報酬の返還は不要とする。

※その他ご不明な点がございましたら、下記担当にお問い合わせください。

以上

### 【参考】

財団法人テクノエイド協会：福祉用具情報システム『介護保険福祉用具一覧』

URL：

<http://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareItemList.php?PrevScreen=TaisCodeSearch.php>

高齢介護福祉課

認定給付班

Tel 096-328-2347

Fax 096-327-0855